| | |
|---|---|
| ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。 | ロ　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 |
| （削る） | ハ　イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること。 |
| ④　（略） | ④　（略） |
| ⑤　次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。 | （新設） |
| イ　申請する者の行う起業準備活動の期間 | |
| ロ　申請する者が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であって、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもって在留した期間 | |
| ⑥　申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていること。 | （新設） |
| 7　（略） | 7　（略） |
| 第６・７　（略） | 第６・７　（略） |
| 第８　外国人起業活動促進事業の実施状況等の把握、確認及び報告等 | 第８　外国人起業活動促進事業の実施状況等の把握、確認及び報告等 |
| 1　（略） | 1　（略） |
| 2　経済産業大臣は、１の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 | 2　経済産業大臣は、１の報告（ただし、経済産業大臣への報告に限る。）については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 |
| 3～6　（略） | 3～6　（略） |
| 7　経済産業大臣は、６の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 | 7　経済産業大臣は、６の報告（ただし、経済産業大臣への報告に限る。）については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 |
| 8～12　（略） | 8～12　（略） |

様式第五号から様式第八号までを次のように改める。

様式第５号（告示第８の１関係）

年　月　日

定期報告書

経済産業大臣　殿
○○出入国在留管理局長　殿

所　在　地
商号又は名称
法 人 番 号
代表者の氏名

外国人起業活動促進事業に関する告示第８の１に基づき確認を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1　外国人起業活動管理支援計画認定日

2　特定外国人起業家の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、第５の６（１）⑤の確認の際に該当した事項及び当該外国人起業家の行う起業準備活動の概要並びに確認実施日
別紙１に記載。

3　確認結果
別紙２に記載。

4　実施した管理及び支援の実績
別紙３に記載。

5　講評

6　その他

（記載要領）
1　所在地
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
2　商号又は名称
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
3　法人番号
外国人起業促進実施団体が地方公共団体でない場合に限り、記載する。
4　代表者の氏名
外国人起業促進実施団体が地方公共団体である場合、当該地方公共団体における都道府県知事名又は市区町村長名を記載する。